

## 所得税の課税ベースの日・米・欧国際比較

中本 淳\*

### 要 約

本稿では、日本の所得税課税ベースの侵食の主要因が、主として給与所得控除と社会保障関連控除にあることを、諸外国との比較を通して確認し、給与所得控除による財源調達機能の低下の深刻さを、簡便な給与所得控除の改革試算によって、定量的に示すものである。

はじめに、国民経済計算の基準年改定および遡及改定を受け、森信・中本（2012）での推計を再計算した。課税ベースの分母として使用している「家計の受取」が下方修正されたことを受け、課税ベースは2～3%の下方修正となっている（2011年度において26.9%）。もっとも、課税ベース侵食の内訳を見ると、給与所得控除と少子高齢化に伴う社会保障関連控除の増大が主要因であることには変わりない。日本の所得税のこのような特徴は、マクロの課税ベースにおける日米比較でも、OECDの統計を使った海外比較でも確認できる。そもそも給与所得控除による給与所得者の負担軽減の意義自体が低下しつつあり、今後の所得税改革においては、給与所得控除の性格を整理しながら、不必要なものについては見直しをしていくことが必要である。本稿では、給与所得控除の「勤務費用の概算控除」としての性格を残しつつ改革を行った場合の、所得階級別の増収効果を試算した。全体として、給与所得控除の縮小により4割程度、社会保険料控除の縮小も加えれば、さらに1割程度の増収効果があるとの結論となり、財政再建に資する改革の方向性として特に所得分布の厚い中低所得者層における給与所得控除の見直しが有用であることが示された。

キーワード：所得課税，所得控除，課税ベース，税制改革

JEL Classification：E62, H24

## I. はじめに

日本の所得税については、長年、種々の所得控除による課税ベースの狭小化が指摘され、その是正が求められてきた。

所得控除により、課税ベースが侵食されることによる問題点は大きく2つ挙げられる。そのひとつは財源調達能力が大きく損なわれること

である。超高齢化社会を迎え、社会保障制度を維持可能なものにするために、消費税率の順次引き上げ（2014年4月に8%へ、2015年10月に10%へ）が進行しているが、今後も少子高齢化の進展が続くことを考慮すれば、所得税の財源調達能力を回復させることは重要な課題で

\* 兵庫大学経済情報学部講師

あろう。もうひとつの問題点は、内閣府政策統括官(2002)等でも示されているように、所得控除による減税の恩恵は、低所得者よりも高所得者の方が大きく、所得再分配機能が損なわれてしまうことである。

各種所得控除の引き上げによる課税ベースの侵食は、バブル崩壊後の90年代を通じて拡大してきたが、2000年代に入り、扶養控除額の加算廃止や配偶者特別控除上乘せ部分の廃止、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の見直しなど種々の改革が進められた。しかし、一方で、少子高齢化に伴う社会保障関連の控除による侵食が大きく進んでいるため、上記の人的控除の縮小による課税ベースの拡大は相殺されており、今後も課税ベースの侵食が進むことが予想

される(森信・中本(2012))。

本稿では、日本の所得税制の侵食の特徴をアメリカや欧州の制度との比較で示し、改革を行った場合の所得階級別の影響および財源調達能力の回復具合を試算する。以下、Ⅱ節で、国民経済計算の基準年が改定されたことに合わせ、遡及改定されたデータを用いて森信・中本(2012)の結果を更新する。Ⅲ節では、日本の所得税課税ベースの大きさを、アメリカの所得税課税ベースと比較する。Ⅱ節・Ⅲ節は、主としてマクロでの課税ベースの侵食をみるものである。続いて、Ⅳ節で、OECD統計を用いて平均的な所得世帯の課税ベースを国際比較し、給与所得控除や社会保険料控除における改革を行った場合の試算を示す。

## Ⅱ. 日本の所得税課税ベースの推移

筆者は、森信・中本(2012)において、93SNAを利用した日本の所得税課税ベースの推計を行った。森信・中本(2012)での貢献のひとつは、93SNAを利用した課税ベースのマクロ推計を行った先行研究において考慮されていなかった、公務員の所得や年金控除についても検討を加え、推計を行ったことである。計算の結果、基本的な趨勢として、高齢化に伴う社会保障給付および社会保険料の増大に伴って課税ベースは減少していく傾向にあること、所得税の再分配機能を高めるためにも、種々の控除の見直しによって課税ベースを拡大していくことが今後の税制上の大きな課題であることを確認した。

森信・中本(2012)では、推計時点におけるデータの制約から2000年基準で2009年度までの推計となっているが、ここではまず、SNAの基準年が2005年に改定されたことを反映し、

推計を2011年度まで伸長した。その推移を示したのが、以下の図1である<sup>1)</sup>。改定によって受取の数値や就業者・雇用者数などの変化があり、課税ベースは全体として下方修正されることとなった。

一方、課税ベースや各種控除の推移を示した表1をみると、森信・中本(2012)で推計した2009年までの期間において、各項目の変化は、方向・量ともに、ほとんど変わっていない。すなわち、配偶者特別控除の廃止や配偶者控除・扶養控除の縮小はあったものの、全体としてはそれを上回る社会保障関連の控除によって、課税ベースは縮小傾向にある。

今回、伸長して得られた2年間の変化についてみると、扶養控除において、一般の扶養親族のうち、年齢が16歳未満の人に対する扶養控除(38万円)が廃止されたことや、特定扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の人に

1) 推計方法の大まかな流れについては本稿Ⅲ節、詳細については森信・中本(2012)を確認されたい。

図1 基準年改定前後の課税ベースの割合の推移

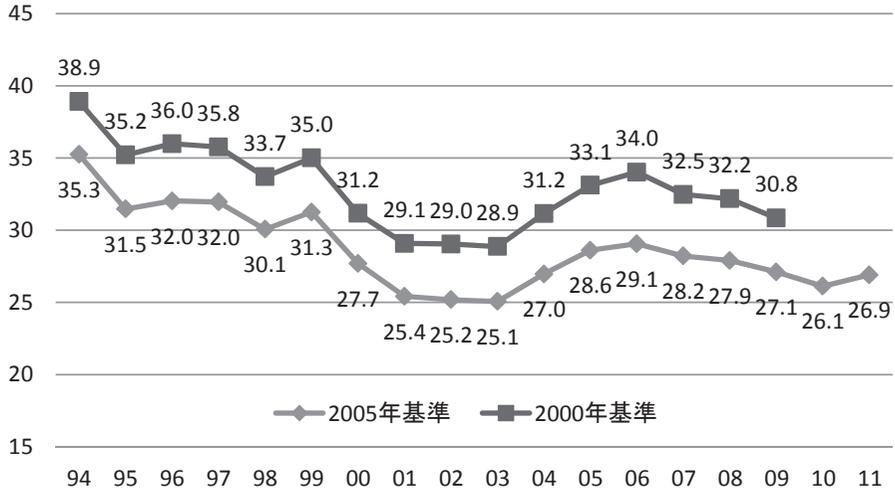


表1 所得税課税ベースの推移

課税ベースから控除される要素	A.1997年	B.2003年	C.2006年	D.2009年	E.2011年	B-A	C-B	D-C	E-D	E-A
課税ベースに含まれない社会保障	28.4	34.1	33.7	36.7	38.8	5.7	▲0.4	2.9	2.1	10.4
社会保障雇用主負担	6.8	7.3	7.4	7.5	8.0	0.5	0.1	0.1	0.6	1.2
無基金雇用者社会給付	2.7	2.9	2.7	2.6	2.5	0.2	▲0.2	▲0.1	▲0.1	▲0.2
公的年金等控除	7.3	10.2	10.4	12.0	12.6	2.9	0.1	1.6	0.6	5.3
社会保障（年金以外）	3.9	4.7	4.6	5.8	6.3	0.8	▲0.1	1.2	0.5	2.4
社会保険料控除	7.1	8.2	7.9	7.8	8.4	1.1	▲0.3	▲0.1	0.6	1.2
医療費控除	0.5	0.7	0.8	1.0	1.0	0.2	0.1	0.2	0.0	0.5
所得控除	30.3	31.8	28.6	28.3	26.3	1.5	▲3.3	▲0.3	▲2.0	▲4.0
基礎控除	6.3	6.6	6.6	6.7	6.6	0.3	▲0.0	0.1	▲0.1	0.3
人的控除	8.9	9.3	6.6	6.4	4.2	0.4	▲2.7	▲0.3	▲2.2	▲4.7
本人控除	0.7	0.8	0.2	0.2	0.3	0.10	▲0.6	0.0	0.0	▲0.5
配偶者控除	1.9	2.0	1.9	1.8	1.7	0.07	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.2
配偶者特別控除	1.5	1.6	0.1	0.1	0.1	0.08	▲1.5	0.0	0.0	▲1.4
扶養控除	4.7	4.9	4.4	4.2	2.1	0.17	▲0.5	▲0.2	▲2.1	▲2.7
給与所得控除	15.1	15.9	15.3	15.2	15.5	0.8	▲0.5	▲0.1	0.2	0.4
その他の控除	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	▲0.06	▲0.09	▲0.04	▲0.01	▲0.2
雑損控除	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.00	0.00	▲0.00	0.05	0.05
生命保険料控除	1.0	1.0	0.9	0.8	0.7	▲0.05	▲0.10	▲0.04	▲0.15	▲0.3
小規模企業共済等掛金控除	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	▲0.01	0.00	0.00	0.00
寄附金控除	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	▲0.01	0.01	▲0.01	0.08	0.07
損害保険料控除	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	▲0.00	▲0.00	0.02	▲0.00	0.01
その他移転	6.1	6.0	5.6	5.0	5.1	▲0.2	▲0.3	▲0.7	0.1	▲1.0
その他非課税扱い	0.5	0.3	0.1	0.1	0.02	▲0.1	▲0.2	▲0.0	▲0.0	▲0.4
課税ベース	33.5	26.6	30.9	28.9	28.7	▲6.9	4.3	▲1.9	▲0.2	▲4.8

対する扶養控除について上乗せ部分（25万円）が廃止されたことにより、人的控除は大きく縮小した。しかし、それを上回る社会保障関連の控除によって、課税ベースの縮小は続いている

ことが分かる。また、各種の控除のなかで、課税ベース縮小の要因としてもっとも大きいのが給与所得控除であることも一貫して変わっていない。

### Ⅲ．日米所得税課税ベースの比較

続いて、このような日本の所得税課税ベースの特徴を、各国比較を通してさらに明らかにしていきたい。この節ではまず、森信・前川(2000)に倣い、アメリカの所得税課税ベースを *National Income and Product Account*（以下、NIPA）からマクロ推計し、現時点における日米所得税課税ベースの特徴を比較する。

森信・前川（2000）以来、SNAを利用した所得税課税ベースのマクロ推計は、おおまかに図2に示される手順に従って行われてきた。すなわち、家計部門の受取（A）から、課税対象

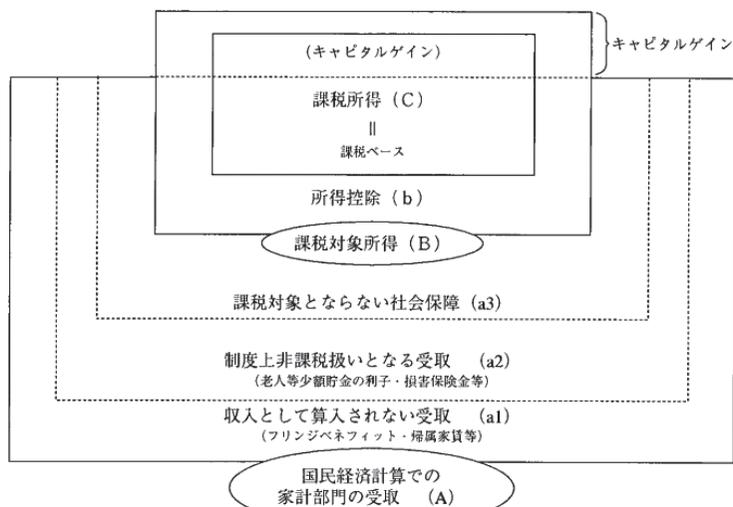
とならないものを除いて課税対象所得（B）を求め、さらに各種の所得控除を除いて課税ベース（C）を求める、という方法である。

以下、各段階において除かれている項目を、主としてアメリカの統計を中心に確認する<sup>2)</sup>。

#### Ⅲ－1．家計部門の受取について

日本については、平成23年度国民経済計算確報（2005年推計）における家計部門の「受取」を使用している。アメリカについては、NIPAのTable 2.1「Personal Income and Its Disposition」

図2 マクロベースで見た家計部門の受取と課税所得（課税ベース）との関係



（資料）森信・前川（2001）より一部修正

2) 以下、日本についても簡単に言及していくが、詳細は森信・中本（2012）を参照されたい。

における Personal Income を使用した<sup>3)</sup>。

### Ⅲ-2. 「収入として算入されない受取 (a1)」の推計

推計の第一段階では、家計部門の受取から「収入として算入されない受取」を除く。ここで想定しているのは持ち家の帰属家賃やFRINGE・ベネフィットである。ただし現物給付等で課税されないFRINGE・ベネフィットについてはデータの制約から明示的には取り扱わない。

帰属家賃は、日本については「持ち家の帰属家賃」を、アメリカについてはNIPAの「Nonfarm owner-occupied housing」を使用した。それぞれ、2011年における「受取」に占める割合は、日本で6.6%、アメリカで2.4%であった。

以下では、上記の受取から帰属家賃を除いたものをベースとして、各種控除の割合を計算していく。

### Ⅲ-3. 「制度上非課税扱いとなる受取 (a2)」の推計

日本においては、贈与・仕送りなどを想定した「その他移転」を、国民経済計算の「その他の経常移転」からとっている。また、国税庁『国税庁統計年報書』の源泉所得税統計で確認できる「老人等の少額貯蓄利子」「老人等の郵便貯蓄利子」「財形貯蓄利子」を「その他非課税扱い分」として考慮した。

アメリカについては、NIPAの「Other current transfer receipts, from business (net)」を「その他移転」として使用した。また、「公債利子」について、NIPAの改編もあってか先行研究において利用されていた、「政府から personal sector に対する利払い」のデータが無かったため、NIPAのTable 3.1「Government Current Receipts and Expenditures」における「Interest payments to persons and business」のデータを、Table 1.13

「National Income by Sector, Legal Form of Organization, and Type of Income」における企業部門と家計部門の「Net interest」の比で分解し、家計部門に対する利払いを求めた。

### Ⅲ-4. 「課税対象とならない社会保障 (a3)」の推計

日本においては、「課税対象とならない社会保障 (a3)」として「社会保障雇用主負担」「社会保障給付」「社会扶助給付」「社会保険料」「医療費」に対する控除を考慮した。推計方法は森信・前川(2001)とほぼ同様で「社会保険料」と「医療費」については『税務統計から見た民間給与の実態』および『税務統計から見た申告所得の実態』から、残りの3項目については国民経済計算から推計している（詳細は森信・中本(2012)を参照）。

アメリカについては、「社会保障雇用主負担」に対応するものとして、NIPAのTable 2.1から「Employer contributions for government social insurance」を使用した。森信・前川(2000)でも指摘されているように、社会保障給付・年金給付について、アメリカでは原則として課税扱いとなること、日本との大きな違いである。また、公的年金と私的年金における税法上の違いから、これらは分けて推計する必要がある。

まず、社会保障給付（老齢・遺族・障害年金）については、NIPAのTable 2.1「Personal current transfer receipts」における「Government social benefits to persons」のうち「Social security」を給付額として使用した。ここから内国歳入庁の税務統計 *Source of Income*（以下、SOI）に示されている社会保障の課税対象分「Taxable social security benefits」を除いて、年金給付に対する控除額を求めた。

また、私的年金については、SOIの「Total pensions and annuities」から「Taxable pensions

3) NIPAにおける“personal sector”の定義は、SNAにおける家計部門に加えて、対家計非営利団体部門が含まれており、日本の推計に使った家計部門より広い概念となっていることに注意が必要である（Mead et al. (2004)）。データの制約から、personal sector全体で、日本の家計部門と比較している。ちなみに、personal sectorにおける、非営利団体の所得と家計部門の所得の比は1994年から2011年までの平均で2.6%程度である。

and annuities」を除いて控除分を計算している。

この他、NIPAの「Government social benefits to persons」から、メディケアの給付、および、メディケイド・失業給付などを、「その他」として控除対象に算入している。

また、アメリカにおいて、課税対象となる調整総所得 (Adjusted Gross Income : AGI) を求める際に、総収入 (Gross Income) から除かれる調整項目 (Adjustments) のうち、「自営業者税の雇用主負担分 (One-Half of the Self-Employment Tax Paid)」「IRAへの拠出のうち控除認定分 (Total taxpayer IRA adjustment)」「自営業者の医療保険料 (Self-employed Health Insurance)」「自営業者年金制度 (Keogh retirement plan)」「HSAへの拠出に対する控除 (Health savings account deduction)」をここでの「課税対象とならない社会保障 (a3)」として計上した。

### Ⅲ－５．「所得控除 (b)」の推計

以上の計算から、さらに各種の所得控除を除いていく。日本の推計では、必要経費としての性格をもつ「給与所得控除」と人的控除 (基礎控除、各種配偶者控除、各種扶養控除などの基礎的な人的控除および障害者等控除などの特別な人的控除)、その他の控除 (「雑損控除」「生命保険料控除」「損害保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」「寄附金控除」) を各種税務統計から算出して除いている。

アメリカでは、この段階の所得控除として、人的控除 (Exemptions)、標準控除 (Standard Deduction)、項目別 (実額) 控除 (Itemized Deductions) がある。標準控除と項目別控除はどちらか一方 (控除額の大きい方) の選択である。近年では、納税者の65%が標準控除を受けているという (伊藤 (2013))。また、既述の Adjustments のうち、社会保障関連以外の項目もここで除くこととした。

続いて、日本とアメリカの所得控除の対応関係を確認しよう。アメリカの人的控除 (Exemptions) は、納税義務者であれば必ず受けられるという点で日本の基礎控除と同じであ

る。ただし、人的控除 (Exemptions) の場合は配偶者や扶養者に対しても一人につき一定額の控除が認められており、その点で基礎控除に配偶者控除と扶養控除を合わせたもの (基礎的な人的控除) と同じ性格のものともよい。

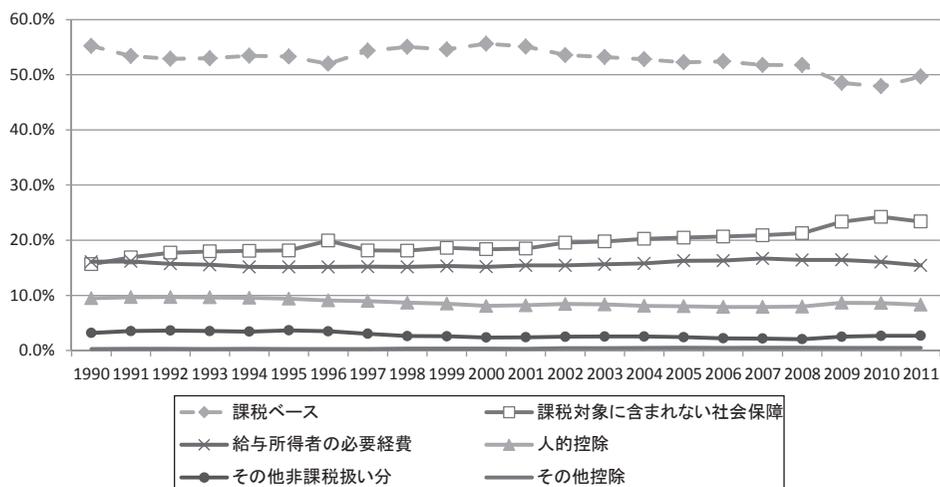
次に、標準控除 (Standard Deduction) と項目別 (実額) 控除 (Itemized Deductions) について説明する。まず項目別控除 (Itemized Deductions) であるが、ここでは細かな出費項目 (医療費、諸税、支払利息、慈善寄附金、災害及び盗難損失、その他の控除項目) が除かれる。森信・前川 (2000) では、項目別控除 (Itemized Deductions) の性格を日本における「その他の控除」と「必要経費の実額分の控除」を合わせた機能と評価している。一方の標準控除 (Standard Deduction) については、納税者の属性 (単身者・特定世帯主・夫婦合算申告・夫婦個別申告) に合わせて一定額が控除されるものである。人を基本にして控除額が設定されるという意味では人的控除に近いものだが、森信・前川 (2000) では、項目別控除 (Itemized Deductions) との選択という制度上の位置づけから、項目別控除 (Itemized Deductions) 同様「その他の控除」と「必要経費の実額分の控除」として評価すべき、としている。本稿でもそのように扱った。

さらに Adjustments のうち、社会保障関連以外の「定期性預金の満期前解約に伴う違約金 (Penalty on early withdrawal of savings)」「離婚扶助手当 (Alimony paid adjustment)」「転勤費用 (Moving expenses)」「学生融資の支払い利息 (Student loan interest deduction)」「授業料・手数料の控除 (Tuition and fees deduction)」「教育者費用 (Educator expenses)」「芸術家や成功報酬で働く政府職員等の必要経費 (Certain business expenses of reservists, performing artists, etc.)」「国内製造活動控除 (Domestic production activities deduction)」を除いた。

### Ⅲ－６．課税ベースの日米比較

上記のように計算したアメリカの所得税課税ベースの推移を図にしたのが図3である。

図3 アメリカ課税ベースのマクロ推計（家計部門の受取に対する割合）（単位：％）



リーマン・ショックによる「家計の受取」低下（ベースの縮小）の影響を一つの要因として、近年、課税ベースが落ち込んでいるが、基本的な趨勢として50%以上を維持しており、社会保障関連控除の増大圧力にさらされ続けている日本とは大きな違いがあることが分かる。とはいえ、オバマケア導入の影響もあって、社会保障関連控除のうち、メディケア・メディケイドが近年急増しており、今後の動向が注目される。

続いて、日本とアメリカの課税ベースをデータの最新年である2011年で比較する（表2）。

### Ⅲ-6-1. 課税ベースに含まれない社会保障

森信・前川（2000）の比較時において、日本の「課税ベースに含まれない社会保障」は25.2%、アメリカは21.6%で、その差は3.6ポイントであった<sup>4)</sup>。森信・前川（2000）では、その原因として特に年金所得の課税制度の違いに着目し、日本では拠出段階（入口）・給付段階（出口）の双方で年金がほぼ非課税であり、特に入口段階における「社会保険料控除」（受

取り比で7.2%）の存在によって、アメリカよりも課税ベースからの脱漏が大きくなっている、としている。

2011年度までに、両国の制度は基本的には変わっていない。アメリカではメディケアやメディケイドなどが増加してきたものの、社会保障関連全体の控除割合の上昇はそれほど大きくない（23.6%）。日本においては、保険料負担の引き上げに伴って、社会保険料控除が上昇し（8.4%）、さらに少子高齢化に伴う年金給付の増大（12.6%）があり、社会保険料控除全体では97年度から10ポイント以上もの大きな増加となっている（38.8%、表1も参照せよ）。

### Ⅲ-6-2. 所得控除

人的控除と給与所得者の必要経費を合計した所得控除について、森信・前川（2000）での比較では、日本31.7%・アメリカ21.4%という結果になっており、実に10ポイントもの差があった。

今回、その差が3.4ポイントまでに縮まった

4) 各数値は、森信・前川（2000）のp.32を参照。ただし、この割合は、「帰属家賃を含んだ家計部門の受取」に対する比率である。本稿における各控除の割合は、森信・中本（2012）に合わせて帰属家賃を含まない受取に対する比としているため、分母が小さくなる分、各国における控除割合は大きくなる。以下では、便宜上、比較のために両者の数字を並べて記述することがあるが、定義が異なっていることに注意されたい。

表2 日米の課税ベース比較

日本 (2011 年度)		アメリカ (2011 年)	
課税ベースに含まれない社会保障	38.8	課税ベースに含まれない社会保障	23.6
・ 社会保障雇用主負担	8.0	・ 社会保障雇用主負担	3.8
・ 社会保険料控除	8.4	・ Adjustments (社会保障関連)	0.7
・ 公的年金 (控除)	12.6	・ 公的年金 (控除)	4.0
・ 無基金雇用者社会給付	2.5	・ 企業年金	3.1
・ 社会保障給付 (年金以外)	6.3	・ その他 (メディケイド・失業給付)	7.8
・ 医療費控除	1.0	・ 健康保険 (メディケア)	4.2
人的控除	10.8	人的控除	8.3
・ 基礎控除	6.6	Exemptions	
・ その他の人的控除	4.2		
特別な人的控除	0.3		
配偶者控除	1.7		
配偶者特別控除	0.1		
扶養控除	2.1		
給与所得者の必要経費等	16.6	給与所得者の必要経費等	15.4
・ 給与所得控除	15.5	・ 標準控除	6.0
・ 雑損控除	0.1	Standard Deduction	
・ 生命保険料控除	0.7	・ 項目別控除	9.5
・ 小規模企業共済等掛金控除	0.2	Itemized Deduction	
・ 寄附金控除	0.1	・ Adjustments (その他)	0.3
・ 損害保険料控除	0.1		
・ その他移転	5.1	・ その他の移転	0.4
・ その他非課税扱い	0.02	・ 公債利子	2.3
課税ベース	28.7	課税ベース	49.7

要因として大きいのが、日本における人的控除の割合が大きく減少したことである。森信・前川(2000)における推計時点で、基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除合計で12.7%脱漏していたのに対し、表2の2011年度の推計では、10.8%と大きく減少している。これは、既述したように、配偶者特別控除の廃止、扶養控除の縮小、配偶者控除の縮小によるものである。一方、アメリカの人的控除(Exemptions)は8.3%とそれほど変化はない。結果として、これらの改革により、2.1ポイント差が縮まった。

給与所得者の必要経費では4.9ポイント縮まっているが、うち2.2ポイントは本推計と森信・前川(2000)推計との計算方法の違いに起因するものである。すなわち、森信・前川(2000)では控除項目として計算していた退職所得控除について、森信・中本(2012)では、無基金雇用者社会給付に含まれるものと想定して別途計

算していない。また、アメリカにおいても項目別控除の増加等により、必要経費が2.4ポイント上昇した(残り0.3ポイントの縮小は、給与所得控除等の微増によるもの)。

差は縮まったものの、人的控除で2.5ポイント、給与所得者の必要経費等で1.1ポイントの差があり、日本の所得控除はまだまだ手厚いと言ってよい。特に、日本の給与所得控除(15.5%)と、対応する標準控除(Standard Deduction)・項目別控除(Itemized Deductions)の合計(15.4%)を比較すると、割合はかなり近いようであるが、森信・前川(2000)でも指摘されているように、項目別控除(Itemized Deductions)の中には支払利息や慈善寄附金など、給与所得者の経費とは関係無いものも多く含まれている(表3)。これらの項目については、本来は上述したように「その他の控除」として考えるべきであろう。このように考えると、「わが国の給与所得控除が給与所得者の経費という観点からは大変大き

表3 項目別控除（Itemized Deductions）の内訳（2011年）

項目名	説明	控除額 (10億ドル)	割合 (%)
Medical and dental expenses deduction	(医療費)	82.2	7.0%
Taxes paid deduction	(諸税)	450.8	38.6%
Interest paid deduction	(支払利息)	371.6	31.9%
Charitable contributions deduction	(慈善寄附金)	160.3	13.7%
Total Itemized deductions	項目別控除合計	1166.3	100.0%

(注1) 項目別控除（Itemized Deductions）には、表の4項目の他に「災害及び盗難損失」や「その他の控除項目」があり、割合の合計は100%にならない。

(注2) Taxes paid deduction はその年に支払った州所得税・州消費税・個人の固定資産税などが控除されるもの。連邦税や社会保障税は対象になっていない。

(出所) Internal Revenue Service (2013)

いものである」との森信・前川（2000）の結論は今でも変わっておらず、単独の項目として課

税ベース侵食の最大の要因となっている給与所得控除に改善の余地が大きいといえよう。

## IV. 所得税改革による税収増加効果の試算

### IV-1. 所得階級別・世帯累計別の国際比較

日本の所得税課税ベースの侵食が、主として給与所得控除と社会保障関連の控除によって起きていることを確認してきた。この点を、マクロベースではなく給与所得者の給与に占める割合で国際比較をしてさらに確認しよう。

データとして使用するのはOECDのTaxing Wages (2013)である。各世帯の純負担が、所得別・世帯累計別（特に子供の有無）によってどう変化するかを、各国の税制・給付制度をもとに計算している。給与所得のみがベースであり、また各国における所得階級別・世帯累計別の世帯分布が不明のため、前節までのようなマクロの課税ベースの推計や改革による増収額の計算はできないが、統一的な定義にもとづいたデータベースを用いて、平均的な所得を基準とした所得階級別・世帯累計別の所得控除や給付の適用額を国際比較することができる（先行研究として田近・八塩（2010）など）。

計算結果を示したのが以下の表4である。ここでは、標準的な諸控除を、前節までのマクロ

推計における「受取」を意識し、平均的な世帯収入に雇用主の社会保険料負担を加えたもの（総労働コスト）に対する割合として示した。もっとも、マクロ推計における「受取」には財産収入や各種の政府からの移転も含まれており、ここではそれらの収入は考慮されていないことに注意が必要である。また、勤労世帯を念頭においた統計であり、年金給付や医療給付など社会保障関連給付も入っていない。ただし、OECDなどで、Tax Wedge（税・社会保障負担のくさび）を比較する際の基準は総労働コストであり、同様の定義において各種の控除の割合がどのような大きさなのかを比較することに一定の意味はあると言える。Taxing Wagesで示されているのは標準的な控除のみであり、世帯ごとの事情を勘案した諸控除については国ごとに平均値の記載の有無が異なるため、ここでは考慮していない。

一見して分かるのは、日本の所得控除の割合が、やはり非常に高いことである。中でも勤労控除として算入されている給与所得控除の割合

表4 平均所得世帯における標準的な所得控除の各国比較

夫婦子供二人世帯 (単位: %)

	基礎控除	配偶者控除	扶養(児童)控除	社会保険料控除	勤労控除	他	控除合計
日本	6.9	6.9		12.0	27.3		53.2
アメリカ	37.3		14.5				51.8
イギリス	20.4						20.4
ドイツ	29.9			11.3	1.9	0.1	43.2
スウェーデン	2.7						2.7

単身世帯 (単位: %)

	基礎控除	配偶者控除	扶養(児童)控除	社会保険料控除	勤労控除	他	控除合計
日本	6.9			12.0	27.3		46.2
アメリカ	18.6						18.6
イギリス	20.4						20.4
ドイツ	14.9			11.5	1.9	0.1	28.4
スウェーデン	2.7						2.7

(出所) OECD, Taxing Wages 2013 より作成

(注) 各国平均給与における総労働コスト (= 世帯給与 + 雇用主の社会保険料負担) に対する各種控除の割合。国税と地方税を合わせて考えている。各国の総労働コストは以下のとおり。

	総労働コスト			総労働コストに占める割合	
	世帯給与額	雇用主の社会保険料負担	世帯給与額	雇用主の社会保険料負担	
日本	5,480,355 円	4,788,323 円	692,032 円	87.4%	12.6%
アメリカ	52,286 \$	47,650 \$	4,636 \$	91.1%	8.9%
イギリス	39,802 £	35,883 £	3,919 £	90.2%	9.8%
ドイツ	53,583 €	44,811 €	8,772 €	83.6%	16.4%
スウェーデン	473,312 Kr	387,294 Kr	86,018 Kr	81.8%	18.2%

(注) ドイツについては、課税所得が8,004ユーロまではゼロ税率が適用されるため、これを基礎控除として算入している。また、夫婦の場合は「夫婦単位課税」が選択可能であり、この場合、世帯課税所得を半分にした上で税額を求め、それを2倍にして支払い税額とする。このときゼロ税率も2回適用されるため、これを基礎控除として算入している。

が非常に高い（この点は田近・八塩（2010）でも指摘されている）。

もう一つ特徴的なのは、社会保険料控除の大きさである。社会保険料負担が労使折半の日本で、雇用主の社会保険料負担が総労働コストに占める割合は表の注で示したように12.6%であるが、これとほぼ同額の12.0%が社会保

料控除として課税ベースから除外されていることが分かる。これと近い規模での控除はドイツくらいであるが、ドイツでは給付段階で年金が課税対象となっており、給付段階でも実質非課税という日本の年金税制のあり方が非常に稀であることが分かる<sup>5)</sup>。

5) ドイツでは拠出段階で本人負担分については控除を認める（ただし限度額あり）ものの、給付段階では、受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分（年度によるが2006年以降の納税者で50%以上）が課税対象となる。この際、認められる控除は、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロ（1.1万円）に過ぎない（財務省HP（2013年1月現在））。日本では拠出段階で全額控除、給付段階では65歳未満で70万円、65歳以上で120万円が控除対象となっており、実質非課税の状態である。

#### Ⅳ-2. 給与所得控除の性質

以上で見てきたように、日本の所得税の課税ベースは、主として給与所得控除によって大きく侵食されており、財源調達機能及び所得再分配機能の回復のためにも大きな改革が必要と考えられる。

政府与党においても、平成26年度税制改正大綱において、「給与所得控除については(中略)現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく侵食しており(中略)中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である」と述べ、当面は特に高所得の給与所得者に係る給与所得控除の見直しを行う、としている。このような流れは平成24年度改正における上限設定(1,500万円を越える給与収入について245万円)から始まっていたが、今後、さらに平成28年度から「1,200万円を越える給与収入について230万」、平成29年度から「1,000万円を越える給与収入について220万」の上限が設けられることが税制改正大綱で示された。なお、今回の大綱では、この改革に伴う増収額は、平成28年度で38億円、平成29年度に81億円と試算している。

ここまでの国際比較を踏まえれば、このような改革の方向性自体は望ましいものと評価してよい。その上で、ここでは給与所得控除をめぐる議論を振り返りながら、より大きな改革を想定し、それに伴う財源調達能力の回復を試算してみることにしたい。

従来、給与所得控除の性格として、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」があげられてきた<sup>6)</sup>。しかし、給与所得者の割合が就業者の9割にのぼること、非正規雇用の増加をはじめとして雇用形態が多様化していることを背景に、「『他の所得との負担調整』を認める必要性は薄れてきている」と平成24年度税制改正大綱で記された。反対の立場として、雇用関係の不安定性や時間的拘

束等の給与所得者特有の事情から、「他の所得との負担調整」の必要性は引き続き存在している、という意見(長谷川(2006))もあるが、ここまでの国際比較による日本の所得税制の特性も考えれば、給与所得控除をその性格によって分割し、「他の所得との負担調整のための特別控除」分については、大幅な見直しを検討していくことが避けられないといえよう。

問題は、残る「勤務費用の概算」がいくらか、である。現状では、Ⅱ節で示したように、マクロベースでは、給与所得の15%強が、また前節でみたように平均給与世帯の総労働コストでみると、3割近くが控除されている。「勤務費用の概算」については、平成24年度税制改正大綱では、家計調査のデータを元に「給与所得者の必要経費ではないかと指摘される支出は給与収入の約6%であるとの試算もある」とし、田中(2005)は「多くても約10%であると仮定できる」としている。いずれにせよ、給与所得控除の性格は「概算経費」に純化させ、「縮減を図る方向で検討」(税制調査会(2002))との方針は堅持されるべきだろう。

#### Ⅳ-3. 給与所得控除・社会保険料控除の改革試算

ここでは、給与所得控除の改革を行った場合の増収効果、およびその所得階級別の影響について、試算を行う。各種所得控除に伴う税収の減少=所得控除を廃止したときの税負担の増加については、内閣府政策統括官(2002)や上村(2008)で試算が示されている。両者の計算方法は異なるが、改革の前後で消費者の行動の変化を仮定しないことで、簡便な計算が可能となっている。ここでは各種控除の租税支出の算出という形で計算方法が明示されている上村(2008)の手法に倣いながら試算を行っていく。

上村(2008)の手法は、まず①所得階級別に、ある所得控除の一人当たりの租税支出を求め、

6) 給与所得控除の前身である勤労控除時から、その性格についての考え方は変遷している。この点については田中(2005)を参照されたい。

そこに②その所得控除の利用者数をかけることで、その所得階級における租税支出を求めるというものである。

最初の所得階級別一人当たりの租税支出は、まず給与収入（上村（2008）はその所得階級の中央値としている）から給与所得控除を除いて給与所得を求め、そこから誰しにも適用される基礎控除と社会保険料控除を除いたうえで、ある所得控除を適用した場合の限界税率を所得税制から求める。このとき、その所得控除の一人当たり租税支出を「一人当たり所得控除額×ある所得控除を利用した場合に適用される限界税率」として求めるというものである<sup>7)</sup>。

さて、上村（2008）において、給与所得を求めるために最初に給与所得控除を除いているのは、もちろん税制に沿ったものであるが、もう一つの理由として、申告所得者における租税支出も同時に計算している都合上、両者の所得概念を合わせる必要があるため、としている。すなわち、上村（2008）では、「給与所得控除を租税支出とは見做さない立場」ととっている<sup>8)</sup>。

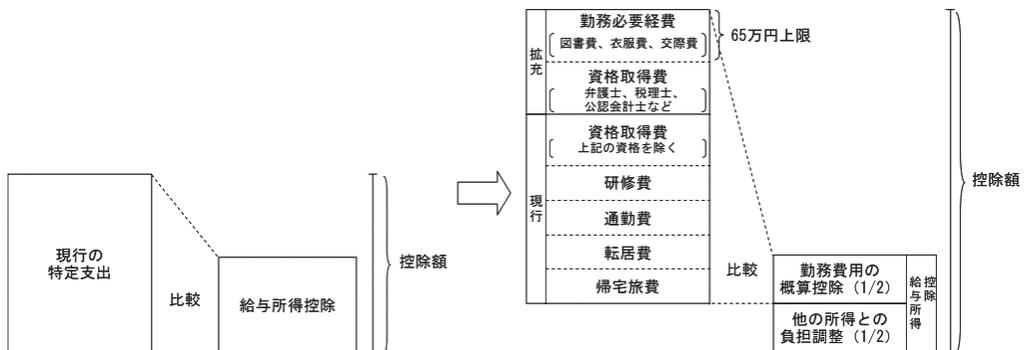
しかし、前節までで見てきたように、各種の所得控除の中で課税ベースの縮小要因として最も大きなものが給与所得控除によるものであり、財源調達能力の回復を目指すという点で言

えば、現在の給与所得控除によってどれだけの税収が失われているのかを定量的に把握することは改革のための重要な一歩と言ってよい。ここでは申告所得者における所得概念との整合性は考慮せずに、給与所得控除について改革を行った場合に給与所得者からの税収がどれだけ増加するのか、所得階級別及びマクロで把握していく。

改革案については、極端ながら、①現行の2分の1を一つの基準としたい。この理由として、平成24年度における特定支出控除の見直しにおいては、図4で示しているように、現在の給与所得控除を既述の2つの性格「勤務費用の概算控除」「他の所得との負担調整」で等分しており、勤務費用として捉えられる特定支出控除については、前者を超えた分をそのまま加算するとしている。すなわち、現在の給与所得控除から「勤務費用の概算控除」を抜き出すとすればそれは2分の1である、との判断が（少なくとも一つの考え方として）示されたとみることができ、残る「他の所得との負担調整」の必要性が薄れているとの本稿の立場からすれば、現在の給与所得控除の半分が、見直しの対象となるからである。

もっとも、概算経費に特化するならば、本来

図4 特定支出控除の見直し（平成24年度改正）

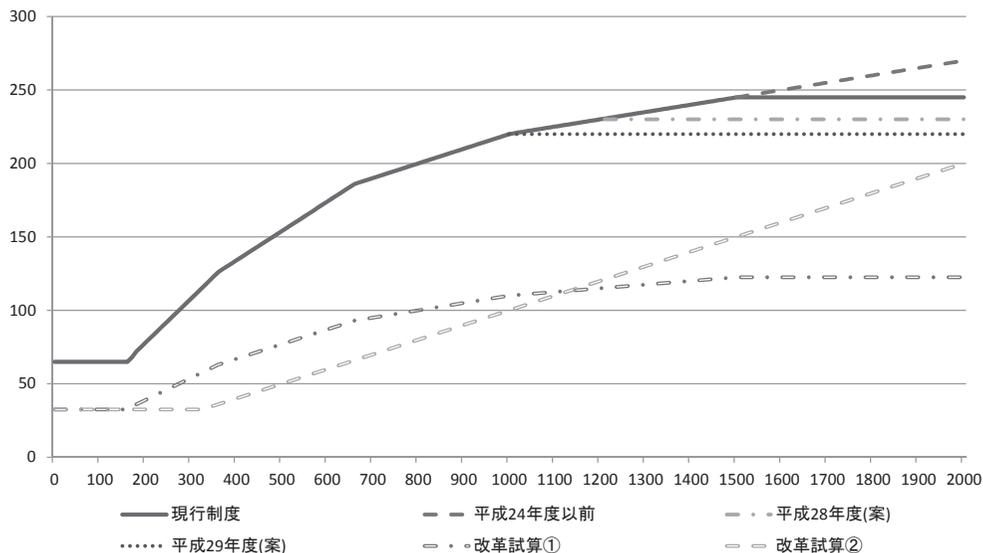


（出所）平成24年度改正関係参考資料（所得税関係）

7) 当該所得控除の適用の有無によって、行動は変化しない、という仮定を置いている。

8) 上村（2008）脚注14

図5 給与所得控除の水準（現行と改正大綱における将来案及び改革試算）



（出所）平成26年度税制改正大綱

は図4で示されている特定支出控除の上乗せ部分についても別途加算すべき、という考えもある。一方で、上述したように、平成24年度税制改正大綱では「給与所得者の必要経費ではないかと指摘される支出は給与収入の約6%であるとの試算」を示しており、必要経費の特化という観点を貫くなら現行制度（マクロベースでも15%）の2分の1よりも縮減する可能性すらある。ここでは、必要経費は「多くても約10%であると仮定できる」との田中(2005)に従い、②給与の10%を必要経費として控除する試算も行った（ただし、下限として現在の半額の32.5万円を設定している）。

上記の2つの試算と合わせて、社会保険料控除の見直しについても試算することとする。これは、マクロ推計や国際比較において控除額が非常に大きかったこと、また脚注5でも指摘したように、日本の年金制度においては、拠出段階（入口）で非課税、給付段階（出口）で実質非課税となっており、見直しが必要と考えられるからである。社会保険料控除については、森信(2001)で「それぞれ異なる目的のもとに、

国民の所得に対し租税負担と社会保険料負担を求めているのであるから、社会保険料の負担分を所得控除しなければならない本来的な理由はない」、田近・八塩(2010)でも「年金課税の国際的な慣行からしても、改革の必要性がある」と指摘されている。

ここでは便宜的に、社会保険料控除に上限を設けることとし、その上限額は現行制度における社会保険料控除の平均値(57.1万円)とした。

データは、平成23年度の民間給与実態調査を使用した。給与所得控除の改革は当然公務員にも影響するが、ここではその影響は考慮していない。また、社会保険料控除の影響は、申告所得者にも影響するが、これも考慮していない。

#### IV-4. 試算結果

簡便ながら試算の結果を示したのが表5である。今回は民間給与実態調査のみを試算の対象としているので、増収額とともに、元の税収と比較してどれだけ増収になったのかを倍率で示している。

まず「他の所得との負担調整」を無くして、「勤

務費用の概算控除」としての性格のみを残した試算①では、最終的に2.7兆円の増収となり、財源調達能力も1.5倍に回復するという結果となった。また、「勤務費用はせいぜい給与の1割程度」との考え方にのっとった試算では、3.3兆円の増収で財源調達能力も1.6倍になっている。低所得者層に対してより厳しい試算②の方が増収効果が大いなのは所得分布を反映したものであるが、逆に言えば、平成26年度税

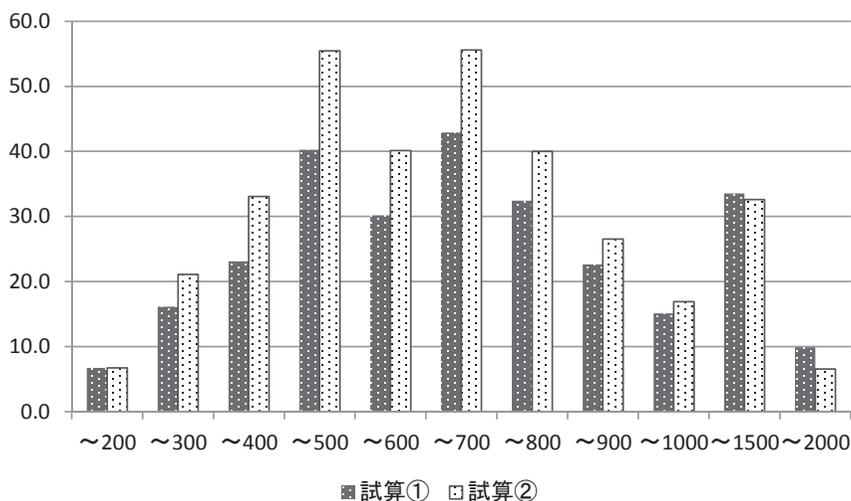
制改正大綱で書かれたような、1,000万円を越える世帯をターゲットにした給与所得控除改革では、少なくとも財源調達能力の回復はそれほど期待できないということである。実際、大綱における増収効果試算は、既述したように、平成28年度で38億円、平成29年度に81億円にすぎない。試算に使った想定は、明らかに逆進的な制度変更であるが、前節まで述べたように、日本の給与所得控除自体がかなり手厚いと

表5 給与所得控除・社会保険料控除の改革試算

(単位：百億円)

所得階級	現在の税額	試算①		試算②		社会保険料控除	
		増収額	増収倍率	増収額	増収倍率	増収額	増収倍率
200万円以下	6.5	6.7	2.04	6.7	2.04	0.0	1.00
300 〃	26.6	16.1	1.61	21.1	1.79	0.0	1.00
400 〃	46.5	23.1	1.50	33.1	1.71	0.0	1.00
500 〃	51.5	40.3	1.78	55.4	2.08	0.6	1.01
600 〃	50.9	30.2	1.59	40.1	1.79	5.1	1.10
700 〃	44.8	42.9	1.96	55.6	2.24	12.3	1.28
800 〃	47.8	32.4	1.68	40.0	1.84	12.2	1.26
900 〃	46.9	22.6	1.48	26.5	1.57	10.4	1.22
1,000 〃	40.4	15.1	1.37	16.9	1.42	7.6	1.19
1,500 〃	128.1	33.5	1.26	32.6	1.25	18.4	1.14
2,000 〃	56.6	9.9	1.17	6.6	1.12	5.7	1.10
計	546.7	272.9	1.50	334.6	1.61	72.5	1.13

図6 所得階級別の税負担増加額合計（単位：百億円）



いう現状があり、その性格を整理縮小していくことで、財源調達能力も大きく改善することがみとれる。低所得者層の負担増加に対しては、「所得控除から税額控除へ」というシフトをさらに前進させ、給付付き税額控除の導入などに

よって対処すべきだろう。

表5では、社会保険料控除についても、上限導入による増収効果を試算しており、増収効果は1.1倍との結果を得た。

## V. おわりに

「今後のわが国税制を考えていく上で、課税ベース拡大の持つ意義は極めて大きい」。森信・中本（2012）では、その根拠として、水平的公平を高め、所得再分配機能を回復することにつながる、という点を記しているが、本稿において、財源調達機能の回復という点でも意味が大きいことが定量的に示された。

そもそも、日本の所得税課税ベースを侵食している最大の要因が給与所得控除にあることは、数多くの先行研究で示されてきた。近年ようやく、平成24年度改正において1,500万円を越える高所得層に対し245万円の上限が設けられ、平成26年度税制改正大綱では、この動きが1,200万円以上の給与所得者に対する230万、そして1,000万円以上の給与所得者に対する220万円へと順次拡大していくことが示されている。長年手付かずであった給与所得控除に対する改革が緒についたのは評価すべきであるが、財源調達機能の回復という点からすると、より分布の厚い中低所得者層にまで、この改革が広がっていくべきである。もちろん、このよ

うな見直しが逆進的なものであることはいうまでもないが、その是正のためにも、給付付き税額控除の導入など、所得控除から税額控除へ、との流れが進められるべきだろう。

また、本稿で示したように、日本の課税ベースの侵食が止まらない大きな要因は、少子高齢化に伴う年金給付の増大にある。2000年代以降、人的控除については見直しが進められ、侵食の度合いは大きく減少したが、それを上回るペースで年金給付をはじめとする社会保障関連控除が増大しているため、改革の効果は相殺されてしまった。このような動向に抗するためにも、特に世界的にも特異と言ってよい年金税制のあり方を見直していくべきと考える。

本稿では、社会保障関連控除については、社会保険料控除の見直しによるマクロの増収効果のみを検討したが、今後は、年金等控除や医療費控除についても、見直しによる増収効果や、所得階級別の負担のあり方の変化などを検証していく必要がある。

## 参 考 文 献

伊藤公哉（2013）『アメリカ連邦税法 第5版』中央経済社  
上村敏之（2008）「所得税における租税支出の推計」『会計検査研究』No.38  
税制調査会（2002）「あるべき税制の構築に向

けた基本方針」6月  
田近栄治・八塩裕之（2010）「税収の確保と格差の是正～給付付き税額控除の導入」, 土井丈朗編『日本の税をどう見なおすか』第2章, 日本経済新聞社

- 田中康男（2005）「所得控除の今日的意義 - 人的控除のあり方を中心として - 」『税務大学校論叢』第 48 号
- 内閣府政策統括官（2002）「個人所得税の課税ベースと税負担について」『政策効果分析レポート』No.15
- 長谷川卓（2006）「給与所得控除の論点」『調査と情報』535 号
- 森信茂樹（2001）『日本の税制 - グローバル時代の「公平」と「活力」』PHP 新書
- 森信茂樹・中本淳（2012）「わが国所得税課税ベースの新推計」『フィナンシャル・レビュー』第 112 号, pp.103-122
- 森信茂樹・前川聡子（2001）「わが国所得税課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』第 57 号, pp.103-122
- 森信茂樹・前川聡子（2000）「アメリカとの所得税額比較 - 所得税課税ベース比較分析 - 」『税研』第 89 号, pp.73-86
- Internal Revenue Service (2013), *Statistics of Income Bulletin*, Winter 2013, Washington D.C.
- Mead, Charles Ian, Karin E. Moses, and Brent R. Moulton (2004), “The NIPAs and the System of National Accounts” SURVEY OF CURRENT BUSINESS 84 (December 2004): 17-32.